

2023乳協第42号

令和5年6月29日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本乳業協会
会長 松田 克也



牛乳等の常温保存可能品に係る規格基準の設定に関する要望書

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般の食品衛生法改正により、全ての事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理が義務付けられ、本協会の事業者においてもより一層の衛生管理を行っているところです。

このような状況の中、牛乳等の常温保存可能品（いわゆる LL 牛乳等）については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令により、厚生労働大臣の認定を得なければならないこととされており、各事業者において、申請時の書類作成に多大な時間や労力を要する他、充填機器の更新等に際しては、データ作成のため製造を一時中止しなければならず、また、搾乳から処理施設における受乳までの時間等が厳しく制限されているなど、安定的な製造や生産規模拡大に支障が生じています。

一方、同様の製造システムを用いて原材料の豆乳が製造されている無菌充填豆腐には規格基準が設定されています。本協会といたしましては、HACCP で管理された冷蔵牛乳等に発育し得る微生物を死滅させるのに十分な効力を有する殺菌方法を規定することにより、LL 牛乳等を管理できると考えており、規格基準の設定について要望します。

さらに、政府による食品の輸出重点品目に「牛乳・乳製品」が選定されるなど、輸出拡大の更なる促進が求められ、長期間の常温保存が可能な LL 牛乳等は、その重要な輸出品目の一つとなっていることから、規格基準の設定が望ましいと考えています。

なお、将来的な展望があることから、既に乳飲料等に規格基準が定められている充填後に加圧加熱殺菌する製品（いわゆるレトルト）についても、牛乳等において同様の条件を設定されることを要望します。



敬具